

## ◆はり・きゅうの申請について

### 1. はり・きゅうの療養費の対象

医師の診断および同意が必要です。

同一傷病にて、医療機関で治療を受けている場合は、療養費の対象外です。

### 2. 申請方法

① 施術受療後、施術料の全額（10割）を支払い、毎回「領収書」を受領して下さい。

② 1ヶ月毎に「療養費支給申請書」を作成し、各社・総務人事部門宛にご提出ください。

被保険者が記入するところ	被保険者欄
	申請欄
施術者が記入するところ	施術内容欄
	施術証明欄
	同意記録

必要書類	備考
療養費支給申請書（はり・きゅう用）	月ごとに作成してください。
領収書 ※原本	宛名（フルネーム）、但し書きが記載されているものをご提出ください。 ※1ヶ月分/枚の領収書には、受療日を明記してください。
同意書 ※原本	初回申請時および継続受療6ヶ月ごとに原本をご提出ください。
施術報告書（写）	施術報告書が交付された場合は、その写しをご提出ください。
往療内訳表	往療料が算定された場合は、往療内訳表をご提出ください。

## 《提出先》

	保険証の記号	提出先
KMI本籍の方	133	東京サイト八王子 HBA 人事サービス部 社会保険担当宛
KMグループ会社の方	133以外	KMグループ各社（本社）人事・総務部門
退職者（任意継続）	990	コニカミノルタ健康保険組合

## 《支給日について》

健康保険組合が、申請書を受け付けた月の翌月25日に支給されます。

在職者 : 会社経由にて給与振込です。

退職者（任意継続） : 健康保険組合からお振込みします。

## 《支給額等の連絡について》

医療費通知Webシステム（KOSMO Web）へ登録済の方には、メールが送信されます。（毎月15日）

未登録の方には、特にご連絡はいきませんのでご注意ください。

※在職者は、金額のみ給与明細で確認ができます。 項目名：健保給付金

**KOSMO Web** <https://kosmoweb.jp/>

→ログインID・パスワードが分からない場合は、健康保険組合へメールでご連絡ください。

送付先 : kenpo-com@konicaminolta.com

件名 : 「医療費通知Webシステム 仮ID・パスワード再発行依頼」

本文 : ①保険証の記号・番号

②名前（フルネーム）

③生年月日 ※会社のメールアドレス以外から送信する場合のみ必要

## 《支給決定通知書について》

医療費通知Webシステム（KOSMO Web）より、各自で印刷をお願いします。

**KOSMO Web** <https://kosmoweb.jp/>

※健康保険組合が、申請書を受け付けた月の翌月15日から印刷できます。

## 《自治体等の医療費助成を申請される方》

ご提出いただいた領収書等は、返却することができません。

自治体等の医療費助成の申請のため、領収書・明細書等が必要な場合は、療養費を申請する前にコピーをお取りください。

医療費助成の申請には、「支給決定通知書」が必要な場合があります。

医療費通知Webシステム（KOSMO Web）から印刷できますので、ご利用ください。

ログインID・パスワードが分からない場合は、健康保険組合宛にメールでご連絡ください。

※連絡方法は《[支給額等の連絡について](#)》をご参照ください。

## 《確定申告（医療費控除）をされる方》

ご提出いただいた領収書等は、返却することができません。

確定申告（医療費控除）で領収書が必要な場合は、療養費を申請する前にコピーをお取りください。